Ⅲ　国・県の動き、政策について

1　消費者問題に関する 2009 年の 10 大項目

国民生活センターでは、その年に消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する 10 大項目」を選定し公表している。

2009 年は、９月に「消費者庁」が発足するとともに、地方の消費者行政の活性化に向けた取り組みが進むなど、国の消費者行政が新たな局面を迎えた年となった。

◆「消費者庁」「消費者委員会」９月１日発足、消費者行政の充実・強化に期待が高まる
◆「地方消費者行政」の活性化に向け取り組み進む
◆「新型インフルエンザ」が流行、国民生活に影響も
◆「子どもの事故」多く、予防に向け社会全体での取組が課題に
◆「投資」のトラブル、後を絶たず
◆ 事業者からの「個人情報」流出相次ぐ、第三者による不正使用も
◆ 法制審議会「18 歳成人」を答申、若年者の消費者被害対策が課題に
◆「改正特商法」「改正割賦法」12 月 1 日施行、関係機関の連携も進む
◆「適格消費者団体」の活動が活発化、全国的な広がりも
◆ 国民生活センターの「消費者ＡＤＲ＊」、順調スタート

＊Alternative Dispute Resolution の略で訴訟によらない紛争解決の方法

2　消費者ホットライン（0570-064-370・守ろうよ みんなを）平成 22 年 1 月 12 日 実施

消費生活センター等の相談窓口を知らない人でも、近くの消費生活相談窓口を案内することにより、消費生活相談の最初の一歩を踏み出しやすくするもので、土日祝日については国民生活センターで相談を受け付けるなど、年末年始を除き毎日利用できる。

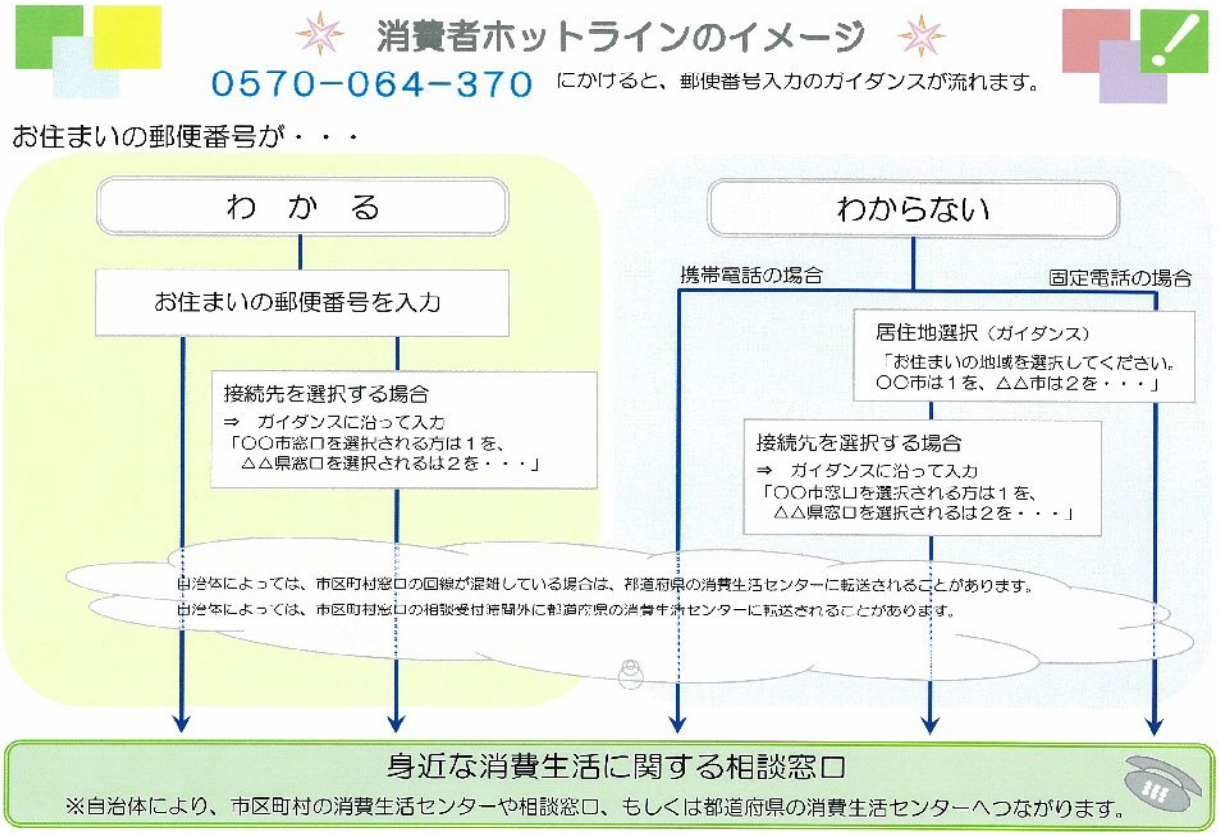

３　PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）の更新

PIO-NET は、1984 年に運用を開始。以来、情報提供の一層の迅速化、行政機関での PIO-NET 情報の利用範囲の拡大、裁判所・警察署・弁護士会からの法令に基づく照会、消費者契約法改正に伴う適格消費者団体への情報提供等、新たな役割が求められるようになり、平成 22 年度から情報登録・更新の迅速化、を図るためシステムが更新される。

現在、長野市消費生活センターでは毎月 150 件前後の相談情報を 1 台の端末機で入力しているが、更新後は消費生活相談員に１台ずつ計３台配備される。これにより、登録・更新に 30～50 日要していた期間が、最短で３～５日に短縮される。

４　「特定商取引に関する法律」及び「割賦販売法」の改正

悪質商法などの消費者被害を防ぐため、訪問販売などを規制する「特定商取引法」とクレジットのルールを定めた「割賦販売法」が一部改正（平成 20 年６月 11 日 改正、平成 21 年 12 月１日施行）され、規制の抜け穴が解消される。

５　長野県消費生活条例に基づく不当な取引行為事業者の公表

（資料８のとおり）